

学位授与の状況（文学研究科）

修士課程

文学研究科では、「大学院学則」の定めによる修了要件を満たした者について、文学研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ修士（文学）の学位を授与している。日本文化専攻では、所定の単位を取得し、日本文化に関する深い知見をもとに作成する修士論文の審査に合格することが、英米文化専攻では、同じく所定の単位を取得し、英米文化に関する深い知見をもとに作成する修士論文の審査に合格することが、それぞれ求められる。

研究科では、修士課程の履修に先立ち、学生の研究テーマを入試出願時に「志望理由書」等によって確認し、指導教員（主査）と副査教員2名（うち1名は他専攻の教員）を決定する。学生は、指導教員の助言を受け、授業のテーマ・到達目標・概要及び学生に対する評価方法を示したシラバスを基に研究目的の達成にふさわしい科目選定を行う。単位認定及び成績評価は、「大学院学則」及び「文学研究科規則」に明確化されており、厳正に行われている。また、文学研究科の授業科目及び単位の履修方法については、「大学院学則」の定めによるほか、「文学研究科履修規程」及び「文学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に明示している。

研究科では、学生が標準修業年限において学位を取得できるように、次のような指導体制をとっている。すなわち、1年次には指導教員・副査教員の指導のもとに研究計画を立て、11月に修士論文の構想に関する発表を、研究科の院生・教員が一堂に会する全体ゼミの場で行う。2年次には、新学期始めに指導教員・副査教員との相談の上、論文のテーマを絞り込んだ研究計画を提出し、7月の全体ゼミの場で論文の構想発表を行う。これ以降秋にかけて指導教員・副査教員を交えて定期的な論文指導会を持ち、1月初旬に修士論文を提出する。このように研究科では、学生の専攻にかかわらず、全教員が指導教員もしくは副査教員として、あるいは全体ゼミの場などをおして指導にあたる体制がとられている。

修士論文の審査では、両学科ともにテーマに関する研究史を踏まえていること、論の展開が整合的になされていること、自己の独自な見解が示されていること、などの点が満たされていることが、合格及び学位授与の条件となる。

文学研究科では、2024（令和6）年度に標準修業年限に達した23年度入学者4名（日本文化専攻・英米文化専攻各2名）のうち、長期履修制度を利用する社会人1名（英米文化専攻）を除く3名が課程を修了した。2023年度以前の入学者はすべて課程を修了しており、長期履修制度によって入学した学生も、従来そのほとんどが当初の計画どおりに課程を修了しているため、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜及びカリキュラムポリシーに基づく教育が有効に機能していると判断できる。なお研究科は、9月期修了の制度を設けるなど、標準修業年限を超えて在籍する学生にも柔軟に対応している。

博士（後期）課程

文学研究科では、「大学院学則」の定めによる修了要件を満たした者について、文学研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ博士（文学）の学位を授与している。博士（後期）課程では、所定の単位を取得し、当該専攻分野について研究者として自立しうる高度な研究能力を示す博士論文の審査に合格しなくてはならない。

研究科では、博士課程の履修に先立ち、学生の研究テーマを入試出願時に「志望理由書」等によって確認し、指導教員（主査）と副査教員2名（うち1名は他専攻の教員）を決定する。学生は、修士課程で得られた研究成果を踏まえつつ、指導教員を授業担当者とする、さらに高度な内容の論文指導特殊演習を受講することで、自己の研究テーマを段階的に追究していく。単位認定及び成績評価は、「大学院学則」及び「文学研究科規則」に明確化されており、厳正に行われている。また、文学研究科の授業科目及び単位の履修方法については、「大学院学則」の定めによるほか、「文学研究科履修規程」及び「文学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に明示している。

研究科では、学生が標準修業年限において学位を取得できるように、次のような指導体制をとっている。すなわち、1年次には指導教員と副査教員の指導のもとに研究計画を立て、夏休み前に博士論文につながる研究発表を研究科の院生・教員が一堂に会する全体ゼミの場で行う。2年次には1年次と同様の手続きで研究を進める。3年次には、1・2年次続きを踏襲しつつ、指導教員・副査教員らとともに論文提出に至るまで定期的に論文指導会を持ち、学位を申請する場合には予備審査を受け、論文提出期限にあたる12月の1カ月前までには受理の可否が判定される。このように全教員が学生の専攻にかかわらず、指導教員もしくは副査教員として、あるいは全体ゼミの場などをとおして指導にあたる体制がとられているのは、修士課程と同様である。

博士論文の審査では、両学科ともに修士課程の研究が深められていることや先行研究を凌駕する独創性などの点を満たしていることが合格及び学位授与の条件となる。

文学研究科では、2024年（令和6）度に標準修業年限に達した22年度入学者は、長期履修制度を利用する社会人1名（日本文化専攻）を除き、皆無である。研究科では、2025年4月1日現在、博士（後期）課程に在籍する9名（日本文化専攻8名、英米文化専攻1名）が、すでに標準修業年限に達した学生5名（日本文化専攻4名、英米文化専攻1名）を含め、全て長期履修制度を利用する社会人であるため、学生の事情や研究の進捗度に応じて研究指導を進めており、従来の学位取得の状況に鑑みて、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜及びカリキュラムポリシーに基づく教育が概ね有効に機能していると判断している。なお研究科では、9月期修了の制度を設けるなど、標準修業年限を超えて在籍する学生にも柔軟に対応している。